

議案第1号 福島イノベ俱楽部規約改正（案）について

1 改正理由

正会員の会費負担の公平性を図るため、納入期日を超えて納入されず、催告しても適当な事由がなく会費が納入されない場合の会員資格の喪失について規定する。

2 改正内容

福島イノベ俱楽部規約（令和2年2月19日施行、令和2年7月31日一部改正）の一部を、新旧対照表のとおり改正する。

福島イノベ俱楽部規約の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
第6章 会員	第6章 会員
第16条 略 (正会員及び賛助会員)	第16条 略 (正会員及び賛助会員)
第17条 本会の会員を正会員及び賛助会員に分ける。 2 正会員は、所定の会費を納入するものをいう。ただし、催告しても適当な事由がなく会費が納入されない場合、会長の承認をもって会員の資格を失う。 3 賛助会員は、理事会の推薦により、会費を納入しないものをいう。	第17条 本会の会員を正会員及び賛助会員に分ける。 2 正会員は、所定の会費を納入するものをいう。
第18条～第19条 略	第18条～第19条 略

福島イノベ俱楽部規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、福島イノベ俱楽部（以下、「会」という）という。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課
及び福島イノベーション・コースト構想推進機構内におく。

第2章 目的

（目的）

第3条 本会は、福島イノベーション・コースト構想の目指す福島県の新たな産業基盤
の構築と効果波及に寄与し、併せて会員相互の繁栄と親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 福島イノベーション・コースト構想の推進につながるビジネス創出
- 二 研究会、講演及び交流会の開催
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第4章 会計

（会計）

第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（事業年度）

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終える。なお、設立時においては、設立日から翌年3月31日までとする。

（予算及び決算）

第7条 本会の予算は、事業年度毎に事業計画書及び予算書を作成し、総会の決議を経て定め、決算は毎事業年度終了後の監事の意見を付して総会の承認を得なければならぬ。

第5章 役員及び顧問

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 2名

(会長)

第9条 会長は、理事会において理事のうちから選任する。

2 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

3 会長は、副会長のうちから会長の職務を代理するものを指名することができる。

(副会長)

第10条 副会長は、理事会において理事のうちから選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(理事)

第11条 理事は、総会において会員のうちから選任する。

2 理事は、理事会を組織し、会務の重要な事項を処理する。

(監事)

第12条 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 監事は会計を監査する。

(兼務の禁止)

第13条 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第15条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第6章 会員

(会員)

第16条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、かつ理事会の承認を得たものとする。
(正会員及び賛助会員)

第17条 本会の会員を正会員及び賛助会員に分ける。

2 正会員は、所定の会費を納入するものをいう。ただし、催告しても適當な事由がなく会費が納入されない場合、会長の承認をもって会員の資格を失う

—

3 賛助会員は、理事会の推薦により、会費を納入しないものをいう。

(入会の手続き)

第18条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、理事会の承認を得なければならぬ。

(脱会)

第19条 会員が本会を脱会するときは、あらかじめ理事会に届け出なければならない。

第7章 会議

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集して議長となる。
2 通常総会は、毎事業年度1回年度当初に開会する。
3 臨時総会は、必要に応じてこれを開催する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の3分の1の出席がなければ議事を開き決議することができない。

(総会の表決)

第22条 総会の議事は、出席会員の過半数で決しなければならない。
(総会の付議事項)

第23条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算
- 二 理事の選任
- 三 その他本会運営に関する重要な事項

(理事会)

第24条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。
2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、これを構成するものの過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の表決)

第26条 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、簡易な事項または急を要する事項については、書面を送付して、賛否を求め、その回答をもって理事会に代えることができる。

(監事)

第27条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第8章 事務局

(事務局)

第28条 本会に事務を処理する事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会において別に定める。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 本規約を変更するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第30条 本会を解散するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

本規約は令和2年2月19日から施行する。

附 則

本規約は令和2年7月31日から施行する。

附 則

本規約は令和3年7月8日から施行する。